

真の子どもたちのための「子ども・子育て施策」の実現に関する決議 ～ 幼児教育・保育の無償化に当たって ～

我々都市自治体は、子どもたちに一番近い立場で、子どもたちの視点に立ち、すべての子どもの健やかな育ちを目指して、日夜、子どもたちを中心とした支援策を創意工夫し、その実施にまい進している。

こうした中、国は「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）において、幼児教育・保育の無償化の実施を決定し、現場を担う地方と何らの協議もせず、大きな財政負担を伴い、かつ、多くの問題を内包する事業の実施を、一方的に都市自治体に求めてきたところである。

本会では、こうした国の対応を、取りわけ地方分権改革の観点から重大な問題と受け止め、子どもたちの命を預かる現場の立場に立って、必要な国の財政措置、質の確保・向上等を求めてきた。

先般、地方の要請を受けて開催された「教育の無償化に関する国と地方の協議」においては、これまでの本会からの申し入れを踏まえ、国の財政措置について、一定の進展が見られたところである。

今後、幼児教育・保育の質の確保・向上について、今般設置されることとなった P D C A サイクルを活用した国と地方の協議を通じ、幼児教育・保育の無償化が真に子どもたちのための政策となるよう、取り組んでいく必要がある。

国においては、真の子どもたちのための「子ども・子育て施策」が実現されることとなるよう、下記の事項について、適切に対応することを強く求める。

記

1 国と地方の協議に基づく幼児教育・保育の質の確保・向上等

P D C A サイクルを活用した国と地方の協議については、年内に協議を開始することとしているが、無償化の円滑な実施のための詳細なマニュアルの作成、ベビーシッターを含む認可外保育施設等に係る指導監督基準の見直しあるいは創設など、質の確保・向上の仕組みを早急に構築すること。

その際、認可外保育施設の範囲を明確化するとともに、都市自治体が子どもの安全に責任を負う立場にあること、無償化に係る事務が自治事務であることを踏まえ、無償化の対象となる認可外保育施設等の範囲について、条例による設定を可能にするなど、地域の実情に合わせた運用を検討すること。

また、条例・規則等の整備、利用者への周知やシステム改修等、市町村において相当な実務上の準備を要することに十分配慮し、新たな認定の仕組みや食材料費の取扱い等、制度設計の詳細を早急に明らかにすること。

2 待機児童の解消及び保育サービスの量的拡充と質の改善

今般の無償化に伴う保育需要の更なる増加を見据え、待機児童の解消に向けて、幅広い保育人材の育成・確保、施設整備費等に対する財政措置、公定価格における定員超過による減算措置の撤廃または期限の延長など、必要な支援措置を講じること。

これに関連して、平成 27 年度に全面実施された子ども・子育て支援新制度において、保育サービスの量的拡充と質の改善のために必要とされた 1 兆円超の所要額について、未措置の 3,000 億円超を早急に確保すること。

3 子育て支援の公平性の確保

在宅で育児をする世帯をはじめ、今回の無償化の対象とならない子育て世帯との子育て支援の公平性に配慮し、国の責任において、必要な措置を講じること。

4 子どもの医療費に係る全国一律の保障制度の創設等

今回の国による幼児教育・保育の無償化に併せて、我が国の将来を担う子どもたちのため、少なくとも未就学児までの子ども医療費については、全国一律の国の保障制度を創設すること。また、子どもの医療費助成等に係る国保の国庫負担金の減額調整措置については、全面的に廃止すること。

併せて、子ども・子育て支援に関する地方単独施策について、地方財政措置の拡充を図ること。

5 児童虐待防止対策及び子どもの貧困対策の強化

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）を実効あるものとし、児童虐待防止対策及び支援施策の強化を図るため、必要な措置を講じること。

また、子どもの貧困対策と自立支援を総合的に推進するため、教育支援、生活支援、就労支援及び経済的支援等について、必要な措置を講じること。

平成 30 年 12 月 10 日

全 国 市 長 会